

(3) グリーン化特例(軽減課税)について

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初度検査を受けた車両で、一定の環境性能を有する対象車に該当する場合、平成28年度分に限り、下の表3の軽減税率が適用されます。
ただし、平成29年度からは、上の表2の②が適用されます。

表3

軽自動車の種別		初度検査年月		
		(A) 新税率の約75%軽減	(B) 新税率の約50%軽減	(C) 新税率の約25%軽減
三輪の軽自動車		1,000円	2,000円	3,000円
四輪の軽自動車	乗用	自家用	2,700円	5,400円
		営業用	1,800円	3,500円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円
		営業用	1,000円	1,900円

- (A) 電気自動車および天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減)
 (B) 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
 貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
 (C) 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車
 貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

■問い合わせ/税務課税務管理係 ☎880-6554

軽自動車税の納期と税額変更のお知らせ

納期が4月から5月に
変更になりました

納付書は5月上旬に送付します。
納期限が5月31日(火)になりますので
ご注意ください。

税額が変わります!

平成28年度から、税制改正に伴い
軽自動車税の税率が次のとおり
変更になります。

(1) 原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車は新しい税率が適用されます。

(ただし、小型特殊自動車は税率の変更はありません。)

表1

車種区分		平成27年度 までの税率	平成28年度 からの税率
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125超 250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	変更なし
	その他	4,700円	変更なし

(2) 三輪以上の軽自動車は、初度検査年月(※)により、適用される税率が異なります。

表2

軽自動車の種別	初度検査年月		③初度検査から13年を 経過した車両 (重課税率)※イ
	①平成27年3月31日 以前(現行税率)※ア	②平成27年4月1日 以後(新税率)	
三輪の軽自動車	3,100円	3,900円	4,600円
四輪の 軽自動車	乗用	自家用	12,900円
		営業用	8,200円
	貨物	自家用	6,000円
		営業用	4,500円

※ 初度検査とは、新車購入時に最初にナンバーを取得するための検査です。
初度検査年月は、自動車検査証に記載されています。

※ア 初度検査年月が平成27年3月31日以前の車両は、初度検査から13年を経過するまでは現行税率のままです。
(表2の①参照)

※イ 初度検査年月から13年を経過した車両は順次重課税率へ移行になります。(表2の③参照)
平成28年度に重課が適用されるのは、初度検査年月が平成14年12月以前の車両です。ただし、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は除きます。

知って得する国民年金

学生納付特例申請書を送付しました

学生納付特例制度により、平成27年度に保険料納付を猶予されている方で、平成28年度も引き続き在学予定の方へ、日本年金機構から基礎年金番号などが印字されたはがき形式の学生納付特例申請書が送付されました。

【発送日：平成28年3月30日(水)悪天候等の郵便事情により配達が遅延することがあります。昨年度の申請が年度末であった方なども発送が遅れます。】

同一の学校に在学中の方は、このはがきに必要事項を記入し返送することにより、平成28年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

平成27年度中に学校が変わったときは、現在、在学中の学校を確認させていただく必要がありますので、今回お送りする申請書はがきでは手続きできません。大学から大学院へ

進む場合や短期大学から4年生大学に編入する場合も、新たに申請していただく必要があります。

なお、平成28年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は納付書を送付しますので、お手数ですが**南国年金事務所**にご連絡ください。

平成28年度国民年金保険料について

平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく平成28年度の保険料改定率を乗じることにより、今年度の国民年金保険料額は、月額16,260円となりました。

■問い合わせ

南国年金事務所 ☎864-1111
(自動音声案内2番)
市民課年金係 ☎880-6555

国民年金保険料の納付期限は、
翌月の末日です。
忘れず納めましょう。